

よみたんブランドパワーアップキャラクターよみとんの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、よみたんブランドパワーアップキャラクターよみとん（以下「よみとん」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 よみとんに関する一切の権利は、読谷村（以下「村」という。）に帰属するものとする。

(利用の申請)

第3条 よみとんを利用しようとするものは、よみたんブランドパワーアップキャラクターよみとん利用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) よみとんの利用内容がわかるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的によみとんを利用する場合は、書類の提出を省略することができる。

(利用の承認)

第4条 村長は前条の利用申請を受理した場合は、その内容を審査し、当該利用がよみたんブランドのPR等に寄与すると認めるときは利用について承認する。この場合において、村長が必要と認める場合には、よみとんの利用方法その他について、条件を付すことができる。

2 村長は、利用承認を行ったときは、よみたんブランドパワーアップキャラクターよみとん利用承認通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとし、利用を承認しないときはよみたんブランドパワーアップキャラクターよみとん利用不承認通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

(利用の制限)

第5条 よみとんの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、村長は承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 村の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動及び宗教活動に係わると認められる場合
- (5) よみとんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 立体物で、その表現がよみとんの立体物と認められない場合
- (7) よみとんの著しい変形その他よみとんの利用が適当でないとして認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、利用することを村長が不相当と認めた場合

(利用料)

第6条 よみとんの利用料については、無料とする。

(利用承認期間)

第7条 よみとんの利用承認期間は3年を超えることができない。ただし、書籍、映像作品等での利用については、この限りでない。

- 2 前項の期間は、更新することができる。
- 3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。
- 4 前項の規定により更新の承認申請を受理した場合は、第5条の規定を準用する。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみに利用すること。
- (2) よみとんの利用にあたっては、別に定める運用マニュアルを基に利用すること。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(利用内容の変更等)

第9条 利用者が利用内容について変更をしようとする場合は、あらかじめよみたんブランドパワーアップキャラクターよみとん変更申請書（第4号様式）に村長が必要と認める書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを承認し、よみたんブランドパワーアップキャラクターよみとん利用変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(利用承認の取消し等)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取消し、当該利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は承認の取消しの日から利用することができないものとする。

(1) 利用者がこの要綱に違反した場合

(2) 申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 利用者が第4条の利用承認に付した条件に違反した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、よみとんの利用継続が不相当であると認められた場合

2 村長は、前項の利用承認の取消しにより利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 村長は、利用者によみとんの利用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標とするなど、独占してよみとんを利用する権利を付与せず、かつ、商品利用者等について村の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第12条 村は、よみとんを利用したことに起因する損失補償等について、一切の責

任を負わない。

- 2 利用者は、よみとんの利用に際して、故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 村長は、よみとんの利用承認の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。